

障害年金審査業務マニュアル



目次

障害年金審査業務マニュアル

第1章 共通編

1.1	マニュアルを利用するにあたって	1.1 - (1)
1.1.1	本マニュアルの構成内容	1.1 - (1)
1.1.2	根拠条文について	1.1 - (1)
1.1.3	用語の定義	1.1 - (3)
1.2	基本用語の説明	1.2 - (1)
1.2.1	障害の状態	1.2 - (1)
1.2.2	傷病	1.2 - (1)
1.2.3	障害の程度	1.2 - (2)
1.2.4	初診日・発病日	1.2 - (3)
1.2.5	障害認定日	1.2 - (4)
1.2.6	傷病が治った場合	1.2 - (5)
1.2.7	事後重症による年金	1.2 - (7)
1.2.8	はじめて2級による年金	1.2 - (7)
1.3	業務フロー	1.3 - (1)
1.3.1	年金請求書（国民年金障害基礎年金）【様式107号】の業務手順	1.3 - (1)
1.3.2	年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）【様式104号】の業務手順	1.3 - (3)
1.3.3	障害者特例・繰上げ調整額請求書の業務手順、障害給付 額改定請求書【様式210号】の業務手順、障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届【様式229-1号】の業務手順	1.3 - (6)
1.3.4	障害状態確認届の業務手順	1.3 - (8)
1.3.5	障害年金以外の障害認定事務の業務手順	1.3 - (11)
1.4	概要	1.4 - (1)
1.4.1	年金請求書（国民年金障害基礎年金）様式107号	1.4 - (1)
1.4.2	年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）〔障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金〕様式104号	1.4 - (4)
1.4.3	障害者特例・繰上げ調整額請求書	1.4 - (7)
1.4.4	障害給付 額改定請求書 様式210号	1.4 - (9)
1.4.5	障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届 様式第229-1号	1.4 - (11)
1.4.6	障害状態確認届	1.4 - (16)
1.4.7	障害年金以外の障害認定事務	1.4 - (17)
1.5	複数の障害認定医に対する認定依頼	1.5 - (1)

1.5.1	基本方針	1.5 - (1)
1.5.2	複数の障害認定医に認定を依頼する対象	1.5 - (1)
1.5.3	他の障害認定医に対する認定の依頼	1.5 - (2)
1.5.4	障害認定医へのフィードバック	1.5 - (3)
第2章	年金請求書（国民年金障害基礎年金）【様式107号】	
2.1	受付	2.1 - (1)
2.1.1	受付処理	2.1 - (1)
2.1.2	引継ぎ書類の確認	2.1 - (2)
2.1.3	受付控えの発送	2.1 - (3)
2.2	審査	2.2 - (1)
2.2.1	請求書の審査	2.2 - (1)
2.2.2	添付書類の審査	2.2 - (4)
2.2.3	障害年金業務支援システムへの登録	2.2 - (9)
2.2.4	初診日	2.2 - (11)
2.3	認定	2.3 - (1)
2.3.1	障害年金業務支援システムへの登録	2.3 - (1)
2.3.2	認定の事前準備	2.3 - (1)
2.3.3	認定依頼	2.3 - (4)
2.4	返戻	2.4 - (1)
2.4.1	返戻	2.4 - (1)
2.4.2	【参考】「日常生活及び就労に関する状況について（照会）」	2.4 - (6)
2.4.3	返戻後の再受付	2.4 - (11)
2.5	認定後審査・入力	2.5 - (1)
2.5.1	認定後審査	2.5 - (1)
2.5.2	入力処理	2.5 - (21)
2.5.3	入力エラー等の対応	2.5 - (22)
2.5.4	最終チェック（件数及び未入力確認）	2.5 - (22)
2.6	決裁	2.6 - (1)
2.6.1	決裁	2.6 - (1)
2.6.2	不支給・却下処分	2.6 - (1)
2.7	事後処理	2.7 - (1)
2.7.1	配信取得	2.7 - (1)
2.7.2	年金決定者一覧表の確認	2.7 - (1)
2.7.3	通知書の発送	2.7 - (1)
2.7.4	中央年金センターへの回付	2.7 - (3)
2.7.5	年金証書の引抜き依頼	2.7 - (3)

第3章

2.7.6	請求書、認定調書等の画像化	2.7 - (3)
2.7.7	保管	2.7 - (4)
年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）【様式104号】		
3.1	受付	3.1 - (1)
3.1.1	受付処理	3.1 - (1)
3.1.2	引継ぎ書類の確認	3.1 - (2)
3.1.3	受付控えの発送	3.1 - (3)
3.2	審査	3.2 - (1)
3.2.1	請求書の審査	3.2 - (1)
3.2.2	添付書類の審査	3.2 - (4)
3.2.3	障害年金業務支援システムへの登録	3.2 - (9)
3.2.4	初診日	3.2 - (11)
3.3	認定	3.3 - (1)
3.3.1	障害年金業務支援システムへの登録	3.3 - (1)
3.3.2	認定の事前準備	3.3 - (1)
3.3.3	認定依頼	3.3 - (4)
3.4	返戻	3.4 - (1)
3.4.1	返戻	3.4 - (1)
3.4.2	【参考】「日常生活及び就労に関する状況について（照会）」	3.4 - (6)
3.4.3	返戻後の再受付	3.4 - (10)
3.5	認定後審査・入力	3.5 - (1)
3.5.1	認定後審査	3.5 - (1)
3.5.2	入力処理	3.5 - (18)
3.5.3	入力エラー等の対応	3.5 - (19)
3.5.4	最終チェック（件数及び未入力確認）	3.5 - (19)
3.6	決裁	3.6 - (1)
3.6.1	決裁	3.6 - (1)
3.6.2	不支給・却下処分	3.6 - (1)
3.7	事後処理	3.7 - (1)
3.7.1	配信取得	3.7 - (1)
3.7.2	年金決定者一覧表の確認	3.7 - (1)
3.7.3	通知書の発送	3.7 - (1)
3.7.4	中央年金センターへの回付	3.7 - (3)
3.7.5	年金証書の引抜き依頼	3.7 - (3)
3.7.6	請求書、認定調書等の画像化	3.7 - (4)
3.7.7	保管	3.7 - (4)

第4章	障害者特例・繰上げ調整額請求書	
4.1	受付	4.1 - (1)
4.1.1	受付処理	4.1 - (1)
4.1.2	引継ぎ書類の確認	4.1 - (2)
4.2	審査	4.2 - (1)
4.2.1	請求書の審査	4.2 - (1)
4.2.2	診断書の審査	4.2 - (1)
4.2.3	障害年金業務支援システムへの登録	4.2 - (2)
4.3	認定	4.3 - (1)
4.3.1	障害年金業務支援システムへの登録	4.3 - (1)
4.3.2	認定の事前準備	4.3 - (1)
4.3.3	認定依頼	4.3 - (3)
4.4	返戻	4.4 - (1)
4.4.1	返戻	4.4 - (1)
4.4.2	【参考】「日常生活及び就労に関する状況について（照会）」	4.4 - (6)
4.4.3	返戻後の再受付	4.4 - (11)
4.5	認定後の事務処理	4.5 - (1)
4.5.1	認定結果の確認	4.5 - (1)
4.5.2	障害年金業務支援システムへの認定結果の登録	4.5 - (1)
4.6	決裁	4.6 - (1)
4.6.1	決裁	4.6 - (1)
4.6.2	不該当処分	4.6 - (1)
4.7	中央年金センターへの回付	4.7 - (1)
4.7.1	中央年金センターへの回付	4.7 - (1)
4.7.2	共済組合等への回付	4.7 - (1)
第5章	障害給付 額改定請求書【様式210号】	
5.1	受付	5.1 - (1)
5.1.1	受付処理	5.1 - (1)
5.1.2	引継ぎ書類の確認	5.1 - (2)
5.2	審査	5.2 - (1)
5.2.1	請求書の審査	5.2 - (1)
5.2.2	診断書の審査	5.2 - (1)
5.2.3	障害年金業務支援システムへの登録	5.2 - (2)
5.2.4	別表	5.2 - (2)
5.3	認定	5.3 - (1)
5.3.1	障害年金業務支援システムへの登録	5.3 - (1)

5.3.2	認定の事前準備	5.3 - (1)
5.3.3	認定依頼	5.3 - (3)
5.4	返戻	5.4 - (1)
5.4.1	返戻	5.4 - (1)
5.4.2	【参考】「日常生活及び就労に関する状況について（照会）」	5.4 - (6)
5.4.3	返戻後の再受付	5.4 - (11)
5.5	認定後の事務処理	5.5 - (1)
5.5.1	認定結果の確認	5.5 - (1)
5.5.2	障害年金業務支援システムへの認定結果の登録	5.5 - (1)
5.6	決裁	5.6 - (1)
5.6.1	決裁	5.6 - (1)
5.6.2	非改定・却下処分	5.6 - (1)
5.7	中央年金センターへの回付	5.7 - (1)
5.7.1	中央年金センターへの回付	5.7 - (1)

第6章

障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届

6.1	受付	6.1 - (1)
6.1.1	受付処理	6.1 - (1)
6.1.2	引継ぎ書類の確認	6.1 - (2)
6.2	審査	6.2 - (1)
6.2.1	届書の審査	6.2 - (1)
6.2.2	診断書の審査	6.2 - (1)
6.2.3	障害年金業務支援システムへの登録	6.2 - (2)
6.3	認定	6.3 - (1)
6.3.1	障害年金業務支援システムへの登録	6.3 - (1)
6.3.2	認定の事前準備	6.3 - (1)
6.3.3	認定依頼	6.3 - (3)
6.4	返戻	6.4 - (1)
6.4.1	返戻	6.4 - (1)
6.4.2	【参考】「日常生活及び就労に関する状況について（照会）」	6.4 - (6)
6.4.3	返戻後の再受付	6.4 - (11)
6.5	認定後の事務処理	6.5 - (1)
6.5.1	認定結果の確認	6.5 - (1)
6.5.2	障害年金業務支援システムへの認定結果の登録	6.5 - (1)
6.6	決裁	6.6 - (1)
6.6.1	決裁	6.6 - (1)
6.7	中央年金センターへの回付	6.7 - (1)

	6.7.1	中央年金センターへの回付	6.7 - (1)
第7章		障害状態確認届	
	7.1	発送・受付	7.1 - (1)
	7.1.1	発送業務	7.1 - (1)
	7.1.2	受付処理	7.1 - (1)
	7.1.3	引継ぎ書類の確認	7.1 - (3)
	7.2	審査	7.2 - (1)
	7.2.1	障害状態確認届の審査	7.2 - (1)
	7.2.2	障害年金業務支援システムへの登録	7.2 - (5)
	7.3	認定	7.3 - (1)
	7.3.1	障害年金業務支援システムへの登録	7.3 - (1)
	7.3.2	認定の事前準備	7.3 - (1)
	7.3.3	認定依頼	7.3 - (3)
	7.3.4	サテライト拠点における認定	7.3 - (5)
	7.4	返戻	7.4 - (1)
	7.4.1	返戻	7.4 - (1)
	7.4.2	【参考】「日常生活及び就労に関する状況について（照会）」	7.4 - (6)
	7.4.3	返戻後の再受付	7.4 - (11)
	7.5	入力処理	7.5 - (1)
	7.5.1	障害状態確認届の上部と診断書部分の分離	7.5 - (1)
	7.5.2	障害状態確認届の差止解除データの回付	7.5 - (1)
	7.5.3	障害状態確認届認定終了後の事務	7.5 - (1)
	7.5.4	認定結果の入力処理・データ作成	7.5 - (4)
	7.6	認定後の事務処理	7.6 - (1)
	7.6.1	障害年金業務支援システムへの認定結果の登録	7.6 - (1)
	7.6.2	障害状態確認届、認定調書等の画像化	7.6 - (1)
	7.6.3	編綴・保管	7.6 - (1)
	7.6.4	提出勧奨	7.6 - (1)
	7.6.5	通知送付	7.6 - (1)
	7.6.6	各種統計	7.6 - (2)
	7.7	旧三共済にかかる障害状態確認届の事務処理	7.7 - (1)
	7.7.1	旧三共済にかかる障害状態確認届の事務処理	7.7 - (1)
第8章		障害年金以外の障害認定事務	
	8.1	受付	8.1 - (1)
	8.1.1	受付処理	8.1 - (1)
	8.1.2	引継ぎ書類の確認	8.1 - (1)

8.2	審査	8.2 - (1)
8.2.1	届書の審査	8.2 - (1)
8.2.2	障害年金業務支援システムへの登録	8.2 - (1)
8.3	認定	8.3 - (1)
8.3.1	障害年金業務支援システムへの登録	8.3 - (1)
8.3.2	認定の事前準備	8.3 - (1)
8.3.3	認定依頼	8.3 - (4)
8.4	返戻	8.4 - (1)
8.4.1	返戻	8.4 - (1)
8.4.2	返戻後の再受付	8.4 - (1)
8.5	回答	8.5 - (1)
8.5.1	認定結果の確認	8.5 - (1)
8.5.2	回答	8.5 - (1)
8.5.3	障害年金業務支援システムへの認定結果の登録	8.5 - (2)
8.5.4	認定調書等の画像化	8.5 - (2)
8.5.5	編綴・保管	8.5 - (2)

第9章

共通資料

9.1	共通資料1	9.1 - (1)
9.1.1	傷病コード及び診断書コード一覧	9.1 - (1)
9.2	共通資料2	9.2 - (1)
9.2.1	診断書様式ごとの留意事項	9.2 - (1)
9.2.2	不利益処分通知及び理由付記文書	9.2 - (34)
9.3	共通資料3	9.3 - (1)
9.3.1	年金給付受付システム 処理状態コード表	9.3 - (1)
9.4	共通資料4	9.4 - (1)
9.4.1	障害状態認定調書及び作成・記入の留意事項	9.4 - (1)



第1章

共通編

第1章 共通編

1.1 マニュアルを利用するにあたって

1.1.1 本マニュアルの構成内容

本マニュアルは、1つの業務（届出）について、障害年金センターにおける業務手順と業務に必要な資料を示したものである。

新たに障害年金センターに配属された職員が理解しておくべき基本的な事項については、届書ごとに「受付」「審査」「認定」「入力」「事後処理」などの項目に分けて記載している。また、各章に共通する資料については、「共通資料」として記載している。

各章のタイトル	内容
第1章 共通編	基本的な用語の説明、事務担当者と業務手順を明確に示した業務フロー
第2章 年金請求書（国民年金障害基礎年金）【様式107号】	国民年金 障害給付の基本的な業務手順
第3章 年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）【様式104号】	厚生年金保険 障害給付の基本的な業務手順
第4章 障害者特例・繰上げ調整額請求書	障害者特例・繰上げ調整額請求書の基本的な業務手順
第5章 障害給付 額改定請求書【様式210号】	障害給付 額改定請求書の基本的な業務手順
第6章 障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届【様式229-1号】	障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届の基本的な業務手順
第7章 障害状態確認届	障害状態確認届の基本的な業務手順
第8章 障害年金以外の障害認定事務	障害年金以外の障害認定事務の基本的な業務手順
第9章 共通資料	各章に共通する診断書ごとの基本的な確認事項等の資料

1.1.2 根拠条文について

本書において使用した根拠条文の略称の主なものは次のとおりである。

国年法	国民年金法
厚年法	厚生年金保険法
国年法附	国民年金法附則
厚年法附	厚生年金保険法附則
国年令	国民年金法施行令

厚年令	厚生年金保険法施行令
国年則	国民年金法施行規則
厚年則	厚生年金保険法施行規則
55改附	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第82号）附則
60改附	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則
元改附	国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）附則
6改附	国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則
8改附	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則
12改附	国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）附則
13改附	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則
16改附	国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則
61措置令	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）
元措置令	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第337号）
6措置令	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成6年政令第348号）
9措置令	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年政令第85号）
14措置令	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成14年政令第44号）
改定政令	国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第75号）
船保法	船員保険法
船保令	船員保険法施行令
沖縄措置令	沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）
旧国年法	旧国民年金法
旧厚年法	旧厚生年金保険法
時効特例法	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律
機能強化法	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）

一元化法	被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）
------	--

記載例：「国年法90条1項5号」の場合、国民年金法第90条第1項第5号であることを示している。「厚年令別表1」の場合、厚生年金保険法施行令別表第1であることを示している。

1.1.3 用語の定義

本マニュアルにおいて使用する次の語句の定義は以下のとおり。

共済組合等	国家公務員共済組合、地方職員共済組合及び私立学校教職員共済制度の総称
国共厚年	国家公務員共済組合の組合員たる期間に係る厚生年金保険（第2号厚年）
地共厚年	地方公務員共済組合の組合員たる期間に係る厚生年金保険（第3号厚年）
私学厚年	私立学校教職員共済制度の加入者たる期間に係る厚生年金保険（第4号厚年）
一般厚年	国共厚年、地共厚年、私学厚年以外の厚生年金保険（第1号厚年）
共済厚年	国共厚年、地共厚年、私学厚年の総称
国共厚年期間	国共厚年の被保険者期間（第2号厚年被保険者期間）
地共厚年期間	地共厚年の被保険者期間（第3号厚年被保険者期間）
私学厚年期間	私学厚年の被保険者期間（第4号厚年被保険者期間）
一般厚年期間	一般厚年の被保険者期間
加入種類	厚生年金保険の被保険者期間のうち、国共厚年、地共厚年、私学厚年、一般厚年の別
複数の加入種類の厚年 期間	一般厚年、国共厚年、地共厚年及び私学厚年のうち、二以上の被保険者期間
共済厚年期間	国共厚年、地共厚年、私学厚年の被保険者期間の総称
実施機関	一般厚年期間に関する給付事務を行う日本年金機構及び共済厚年期間に関する給付事務を行う各共済団体
認定	障害の程度の認定

（注） 単に「厚生年金保険」という時は、国共、地共、私学、一般の全てを表している。

1.2 基本用語の説明

1.2.1 障害の状態

障害基礎年金、障害厚生年金及び障害手当金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、国年令別表（厚年令3条の8において厚生年金保険の1級及び2級の障害の状態とされる場合を含む。）、厚年令別表1及び厚年令別表2に定める程度の障害の状態があり、かつ、その状態が永続的に回復しないか、又は、長期にわたって回復しない状態をいう。

1.2.2 傷病

(1) 傷病

疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病を総称したものをいう。

(2) 起因する疾病

前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかったであろうというように、前の疾病又は負傷との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものである。

Point

相当因果関係の考え方

個々のケースによるが、前の疾病又は負傷がなかったならば、後の疾病が起こらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係ありと見て前後の傷病を同一傷病として取り扱う。ただし、通常、後の疾病には負傷は含まれない。

なお、具体的な例は次のとおり。

- ・（相当因果関係ありとして取り扱われることが多いもの）
 - ① 糖尿病と糖尿病性網膜症又は糖尿病性腎症、糖尿病性壊疽（糖尿病性神経障害、糖尿病性動脈閉鎖症）は、相当因果関係ありとして取り扱う。
 - ② 糸球体腎炎（ネフローゼを含む）、多発性のう胞腎、慢性腎炎に罹患し、その後慢性腎不全を生じたものは、両者の期間が長いものであっても、相当因果関係ありとして取り扱う。
 - ③ 肝炎と肝硬変は、相当因果関係ありとして取り扱う。
 - ④ 結核の化学療法による副作用として聴力障害を生じた場合は、相当因果関係ありとして取り扱われる。
 - ⑤ 手術等による輸血により肝炎を併発した場合は、相当因果関係ありとして取り扱う。
 - ⑥ ステロイドの投薬による副作用で大腿骨頭無腐性壊死が生じたことが明らかな場合には、相当因果関係ありとして取り扱う。
 - ⑦ 事故又は脳血管疾患による精神障害がある場合は、相当因果関係ありとして取り扱う。

- ⑧ 肺疾患に罹患し手術を行い、その後、呼吸不全を生じたものは、肺手術と呼吸不全発生までの期間が長いものであっても、相当因果関係ありとして取り扱われる。
- ⑨ 転移性悪性新生物は、原発とされるものと組織上一致するか否か、転移であることを確認できたものは、相当因果関係ありとして取り扱われる。
(相当因果関係なしとして取り扱われることが多いもの)
- ① 高血圧と脳出血又は脳梗塞は、相当因果関係なしとして取り扱う。
- ② 糖尿病と脳出血又は脳梗塞は、相当因果関係なしとして取り扱う。
- ③ 近視と黄斑部変性、網膜剥離又は視神経萎縮は、相当因果関係なしとして取り扱う。

1.2.3 障害の程度

障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国年令別表、厚年令別表第1及び厚年令別表第2に規定されているところであるが、その障害の状態の基本は、次のとおりである。

(1) 1級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行っではいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。

(2) 2級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。

例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行っではいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(3) 3級

労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。

また、「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。（「傷病が治らないもの」については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の第3の第1章に定める障害手当金に該当する程度の障害の状態がある場合であっても3級に該当する。）

(4) 障害手当金

「傷病が治ったもの」であつて、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。

1.2.4 初診日・発病日

(1) 初診日

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。障害基礎年金については、国民年金被保険者期間中や20歳前の国民年金に加入できないときに初診日がある傷病により、障害の状態になったことなどが要件とされており、障害厚生年金については、昭和61年4月1日以後の厚生年金被保険者期間中に初診日がある傷病により、障害の状態になったことが支給要件とされている。

具体的には次のような場合を初診日とする。

- ① 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があつた日）
- ② 同一傷病で転医があつた場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- ③ 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- ④ 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名が記載されていた場合であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- ⑤ じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
- ⑥ 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- ⑦ 健康診断を受けた日（健診日）は原則、初診日として取り扱わないが、初診時（一番最初に受診した医療機関）の医師の証明が添付できない場合であつて、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健診日を初診日として取り扱うことができる。
- ⑧ 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
- ⑨ 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- ⑩ 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日

(2) 発病日